

(広域行政化の動き)

平成 13 年 10 月現在、県内には、11 市 63 町 20 村の計 94 の行政区画があります。しかし、日常生活圏の拡大、地方分権時代の到来・行政ニーズの多様化等の観点から、市町村合併や広域連合等の広域行政化への取組みが行われています。

第 2 節 一般廃棄物の現状と課題

1 ごみの排出・処理の状況及び将来予測

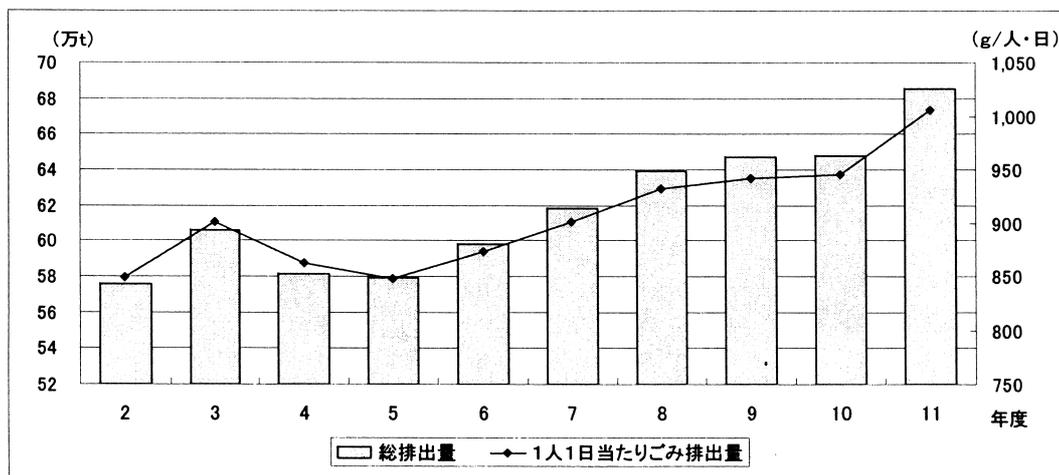
(1) ごみの排出・処理の状況

平成 11 年度のごみの総排出量は、約 685 千 t で、平成 5 年度の約 579 千 t 以降年々増加しており、その内訳は、計画収集量約 563 千 t、直接搬入量約 117 千 t、自家処理量約 5 千 t となっています。また、県民 1 人 1 日当たりのごみの排出量は、1,006 g で全国平均 (1,118 g (平成 10 年度)) に比べ低くなっています。

また、平成 10 年度のごみの総排出量より 38 千 t 増加していますが、これは台風 18 号の災害ごみと考えられます。なお、平成 3 年度も災害ごみについては、25 千 t 発生し、総排出量の増加要因となっています。

ごみ処理については、85 市町村が 15 の一部事務組合 (うち 1 つは他県の市町村との一部事務組合で、県内の一部事務組合数は 14) を構成し、事務の全部又は一部を行っています。その他、4 市 4 町が単独で行い、1 村が他の 1 市に委託して行っています。

(図 2-1) ごみの排出量の推移

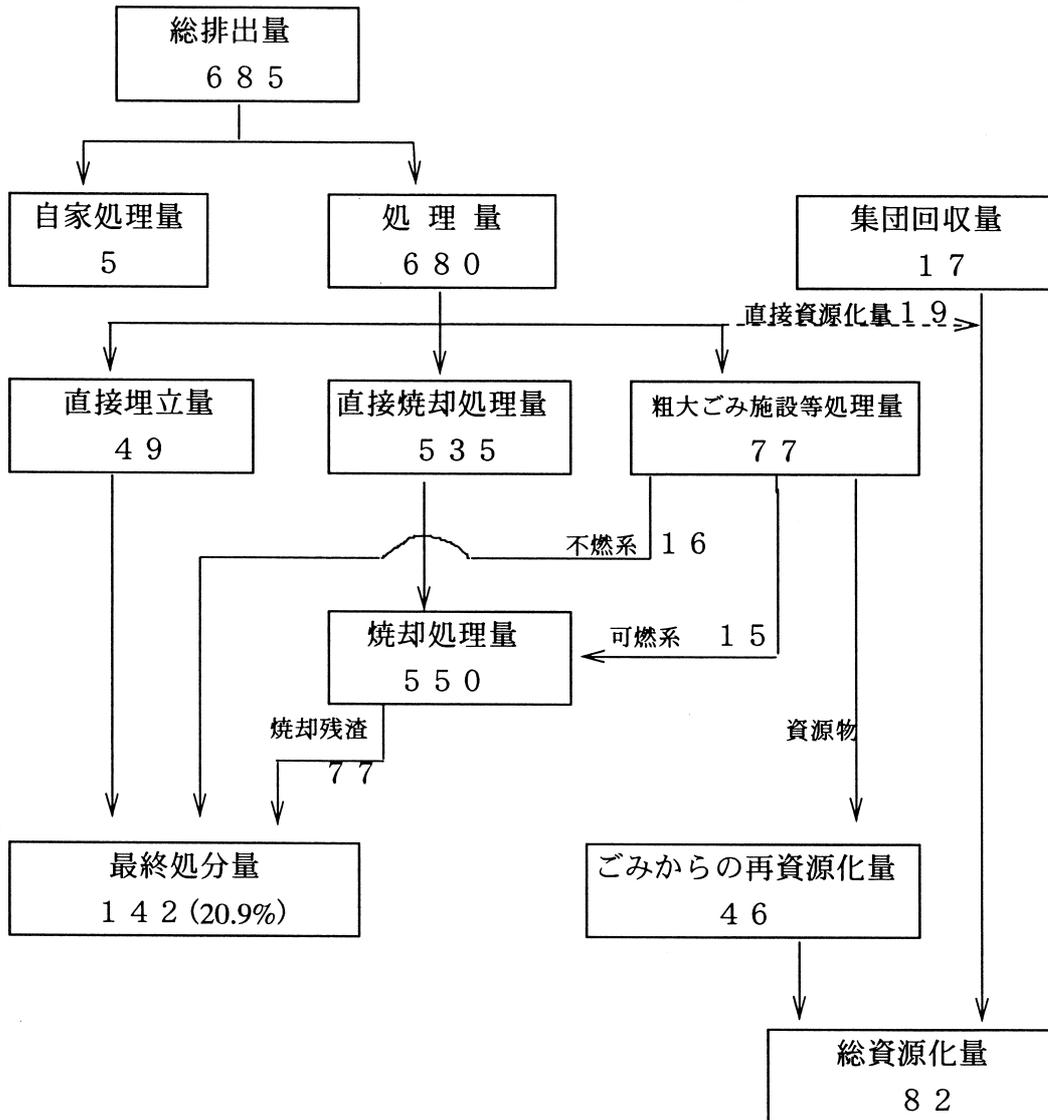


平成 11 年度のごみの処理状況は、図 2-2 のとおりとなっています。

ごみの総排出量から自家処理量を除いた 680 千 t は、埋立施設で 49 千 t、焼却施設で 535 千 t、焼却以外の中間処理施設で 77 千 t が処理され、19 千 t が直接資源化されています。また、中間処理施設から生じた処理残さ 31 千 t は、15 千 t が焼却、16 千 t が埋立処分されています。さらに、焼却施設から発生する焼却残さ 77 千 t についても埋立処分されています。

このことから、最終的な焼却量は 55 万 t で、埋立量は 142 千 t となっています。最終処分率は、20.9% で全国平均 (22.2% (平成 10 年度)) と比べ低い割合となっています。また、資源化量の合計は、焼却以外の中間処理施設からの再資源化量 46 千 t と、直接資源化量 19 千 t の合計 65 千 t に、集団回収量 17 千 t を加えた 82 千 t となっています。

(図 2-2) ごみの処理フロー (平成 11 年度) (単位 ; 千 t / 年)



注) 総排出量は、市町村が収集するごみ (計画収集量) と市町村の処理施設に持ち込まれるごみ (直接搬入量) 及び収集区域外で自家処理されたごみ (自家処理量) を合わせた量。

処理量は、計画収集量と直接搬入量を合わせた量。

市町村及び一部事務組合のごみ処理に要する費用は図 2-3 のとおりです。

平成 11 年度にごみ処理施設に要した経費は総額 192 億円で、このうち、ごみ処理施設の建設などに要した経費が 52 億円、収集運搬や処分などごみ処理や施設の維持管理に要した経費が 140 億円です。

ごみ処理や維持管理に必要とした 140 億円を、ごみ 1 t 当りに換算すると、20,512 円かかったことになり、市町村の財政負担も増加しています。